

各関係団体の長様

公益財団法人滋賀県スポーツ協会
関西みらいローイングセンター
(滋賀県立琵琶湖漕艇場)
場長 南和巳

令和5年度 関西みらいローイングセンター 特例使用にかかる
スケジュール調整会議の開催について

平素は、当場の運営について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当場の令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの特例使用申込にかかる調整会議を下記により開催いたします。

つきましては、利用をご希望される団体様におかれましては、別添「特例使用申請書」に必要事項をご記入いただき、期日までにご提出ください。

ご提出いただきました申請書を取りまとめた後、12月下旬に未調整一覧表を返送しますので、重複箇所を確認していただき【第2・第3の案】をご検討のうえ調整会議にご出席いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、引き続き新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、下記のとおり利用を制限させていただく場合があることをご了承いたします。

記

1. 調整会議期日 令和5年1月14日(土) 10:00～
会場：関西みらいローイングセンター(滋賀県立琵琶湖漕艇場)2階会議室
※調整会議を欠席された場合は、一般申込とさせていただきます。
2. 提出書類 ①特例使用申請書(施設利用)
②特例使用調整会議「出席票」
3. 記載方法 別添、記載に関わる注意事項および記入例を参照してご記入ください。
(様式データの送付をご希望の方は、下記担当あてにご連絡ください。)
4. 申請書提出方法 直接持参するか、郵送およびメールにてご提出ください。
※FAXでの受付は不可
締切日：令和4年12月20日(火)17:00必着

5. 提出先 関西みらいローイングセンター（滋賀県立琵琶湖漕艇場）
担当：松林
〒520-2141 滋賀県大津市玉野浦6-1

6. 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する利用の制限について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、感染状況によっては以下の施設について利用を制限させていただく場合があります。

また、設置者である滋賀県の判断により、施設を休場する場合があります。

(1) 会議室兼宿泊室

①会議室利用 20名程度（1/2利用の場合10名程度）

②宿泊室利用 10名および引率1名程度

(2) 審判塔審判室

会議等のために審判室を利用する場合

①審判室A 8名程度

②審判室B 8名程度

※大会等で利用する場合は特に人数的な制限はしませんが、大会主催者において入室制限を含めた感染拡大防止対策を検討してください。